

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 6 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 7 承認第4号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)
- 8 承認第5号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第8号))
- 9 常任委員会委員の選任
- 10 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 6 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 7 承認第4号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)
- 8 承認第5号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第8号))
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の変更
- 追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

9 常任委員会委員の選任

10 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 行財政調査特別委員会委員辞任の件

追加日程第8 行財政調査特別委員会委員選任の件

追加日程第9 事務組合問題調査特別委員会委員辞任の件

追加日程第10 事務組合問題調査特別委員会委員選任の件

追加日程第11 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

追加日程第12 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
8 番	寺 本 明 男	9 番	横 田 六 郎
10 番	井 川 弘 美	11 番	花 畑 奈知子
12 番	佐 野 芳 彦	13 番	首 藤 亨
14 番	村 田 興 亞	15 番	橋 幸 孝
16 番	桜 井 公 晴	17 番	北 川 嘉 明
18 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	蛭 井 のり子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	丸 尾 満
経済建設部長	富 岡 慎 一	教 育 次 長	塚 原 二 良
財 政 課 長	香 田 大 然	上下水道事業所・水道事業所長	西 村 隆 志

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

さて、暦の上では立夏も過ぎ、若葉の薫る好季節となつてまいりました。議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成18年第2回太子町議会臨時会（第402回町議会）が開会できますことは、町政のためまことにご同慶にたえません。

本日招集されました臨時議会に付議されます案件は、条例改正及び補正予算に関する専

決処分の承認議案であります。いずれも町政にとって重要な案件であり、改選も予定されております。何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） おはようございます。

平成18年第2回太子町議会臨時会（第402回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

青葉を渡る風がすがすがしく感じられるころとなりましたが、議員各位におかれましては公私ともご多忙のところ、ご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますことに、ご同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、条例4件、予算1件の承認案件の5件につきましてご審議をお願い申し上げるものであります。

提出させていただきました各案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。また、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時01分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第2回太子町議会臨時会（第402回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番花畑奈知子議員、14番村田興亞議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期決定の

件を議題にします。

お諮りします。

本日臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案5件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成17年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分したもののにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（佐野芳彦） 日程第4、承認第1号 専決処分したもののにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明を求め

ます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、平成18年度の地方税制改正として地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成18年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関係する太子町税条例もあわせて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものでございます。

その改正の主な内容は、町民税につきましては個人町民税の所得割の税率の見直し、定率減税の廃止等の改正であり、固定資産税につきましては宅地等の負担調整措置の改正、たばこ税につきましては税率の引き上げ等であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました承認第1号専決処分しました太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成18年度地方税法等の一部を改正する法律は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を行うための個人住民税の税率の見直し、評価がえに伴う固定資産税の負担調整措置の改正、たばこ税の税率引き上げ等となっております。

主要な改正につきましてご説明申し上げます。

第24条は、個人町民税の均等割を課することはできないとされる者の所得限度額の改正でございます。この改正は、控除対象配偶者または扶養親族がある場合に加算する金額を17万6,000円から16万8,000円に改正するものであります。平成18年度から施行となります。

第34条の2は、損害保険料控除を改組し地震等による損害により生じた損失をてん補する地震保険料控除を創設する改正で、平成20年度から施行となります。

第34条の3は、個人町民税の所得割税率を所得に応じた3段階から一律6%にする改正で、平成19年度から施行となります。

第34条の6は、個人町民税において所得税と個人町民税の人的控除の差額による負担増を調整するため調整控除を創設する改正で、平成19年度から施行されます。

第53条の4は、分離課税に係る個人町民税の所得割の税率を第34条の3の改正と同様に一律6%に改正するものでございまして、平成19年度から施行となります。

附則第5条は、個人町民税の所得割を課することができないとされる者の所得限度額の改正でございます。これは控除対象配偶者または扶養親族がある場合に加算する金額を35万円から32万円に変更するもので、平成18年度から施行となります。

附則第7条は、個人町民税の配当控除において配当所得の金額に乘じる控除の率の改正で、平成19年度から施行となります。

附則第7条の3は、平成20年度から平成28年度までの間、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除が創設されたことによる条文の追加でございます。

附則第10条の2は、昭和57年1月1日以前の住宅を平成18年1月1日から平成27年12月31日までに一定の耐震基準適合住宅に改修した場合、固定資産税を減額する条文の追加で、平成19年度から施行となります。

附則第12条は、宅地等に対して課す平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の特例規定の改正でございまして、原則として宅地等の固定資産税は前年度分の課税標準額に当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額の限度とする改正で、平成18年度から施行となります。

附則第13条は、農地に対して課す固定資産

税の特例期間を延長する改正でございます、平成18年から施行となります。

附則第16条の2は、たばこ税の税率特例の改正で、平成18年7月1日以後の売り渡し等が行われたたばこに限り、第95条の規定にかかわらず旧3級品以外のたばこは1,000本当たり321円の増額、旧3級品のたばこは1,000本当たり152円増額とする改正でございます。

附則第17条は、長期譲渡所得の課税の特例税率を3.4%から3%に改正するもので、平成19年度から施行となります。

附則第17条の3は、居住用財産を譲渡した場合の課税の特例税率を譲渡益6,000万円以下の部分は2.7%から2.4%に、6,000万円超えの場合は3.4%から3%に改正するもので、平成19年度から施行となります。

附則第18条は、短期譲渡所得の課税の特例税率を6%から5.4%、国等に対する譲渡にあつては3.4%から3%に改正するもので、平成19年度から施行となります。

附則第19条は、株式等の譲渡所得の課税の特例税率を3.4%から3%に改正するもので、平成19年度から施行となります。

附則第19条の3は、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例税率を2%から1.8%に改正するもので、平成19年度から施行となります。

附則第21条は、定率による税額控除を平成18年度をもって廃止するため、条文を削除するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今次地方税法の改正に伴う町税条例の改正専決であります、今回の改正は提案説明でもありますように、所得税と地方税を調整する税源移譲というようなことで約3兆円の税源移譲が行われた中での税法

の改正であり、また地方税条例の改正ということになるわけですが、参考資料でもまた内容的にも説明があるわけですから、それぞれ例えば個人住民税、町民税の場合の所得限度額が控除対象配偶者とか扶養親族がある場合に加算する金額が17万6,000円から16万8,000円に引き下げられるということは、より強化される内容、税の強化になることでもあります、それぞれの対象、現行の徴税対象で影響を受ける人数、それからこれに伴う税の増減、また個々においては負担の増減ということになるわけですが、それらの内容について説明を求めたい。

それから、所得割の税率改正などもそうですが、現行の3段階から一律6%、これは都道府県が4%、そして市町村が6%ということでの改正になるわけですが、特に低所得者にとっては負担の増があるわけです。これらのことについても、先ほど申し述べましたように影響する人数並びに増減の内容について。

あと、分離課税対象者というのはすぐには出てこないかも知れませんが、所得割を課することができる者の所得限度額、これは附則の関係であります、これも35万円から32万円ということの改正、これの対象人数と増減内容。

譲渡所得関係は後に出てくることになると思いますので、それらの影響というのは是非にはかり知れないかもしれませんが、これまで今年度18年度課税ベースで見た場合にどうなるのかということについて説明を求めます。

それから、定率減税の廃止に伴う影響人数とその影響額についても説明を求めます。

それから、株式の譲渡にかかわる者については本町の場合、どの程度の住民がこの株式譲渡に係る影響を受けてくるのか、その説明を求めます。

それから、負担調整等についても全体としての増減の内容について説明を求めます。

それから、たばこ税の関係では現行と今後

について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、24条の町民税の非課税の範囲でございます。この関係につきましての人数と額の増減ということでございますが、非課税の均等割の額の改正ということで、限度は8,000円の減額ということで、収入額にしまして約210万円。211万1,000円が改正によりまして209万9,000円ということでございまして、1万2,000円の収入額の減ということでございます。その影響額につきましては少額のため、額につきましては把握ができないということでございます。人数に対しましても市町村の課税状況調べというのがございますが、あくまで課税状況という形で非課税は対象外ということでございます。

34条の3の所得割の税率の改正でございますが、人数と増減の内容ということでございますが、人数につきましては県の方の調べの中で、課税所得200万円以下につきましては現在8,550人、200万円を超える金額につきましては4,500人、700万円を超える金額につきましては250人ということで、対象者が1万3,300人ということでございます。

これの影響としましては、6%に変わることによりまして約3億円の税収増ということでございます。現在これらにつきましては所得譲与税として予算措置がされております。

それと、定率減税分の関係でございますが、これにつきましては約1億3,800万円という金額でございます。

それと、分離課税に係る所得割の税率の関係でございますが、現在の17年度の退職所得によります町民税額約800万円程度でございます。年度によりまして退職者が違うため、影響の把握はできないということでございます。

それと、附則5条の関係でございますが、これによります影響、控除対象配偶者は扶養親族がある場合の加算が約3万円の減額ということでございますので、影響者数は不明で

ございます。

それと、株式等の譲渡所得の関係でございますが、この譲渡所得につきましては優良住宅とか居住財産の譲渡といろいろございまして、その譲渡所得の区分ができないということで不明でございます。

それと、たばこ税の関係でございますが、たばこ税は1月1日からの税率改正ということでございまして、金額的に17年度決算見込みに対しまして約1,800万円の増額という見込みでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井議員、今それで全部行きましたか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 負担調整に係る増減の内容についても尋ねとんですわ。ここ中でありますわね。税率改正があるわけですから、それらについてのことも尋ねておりますのと、それから委員会付託の問題もありますので何ですが、先ほども言っていました株式についても本町で株式の売買をする、持って売る、そして所得を得る、そういう人たち、いわゆる対象者が、これからのことはわかりませんけれども、今年度の税対象者でどの程度の人たちがこの株式関係で所得があるのかというのは基礎的なものですからわかるはずですね。そして、全体的にも増減額をきちっとしていくという意味では、今回の税率改正によってどれだけ町としては税の増収になり、あるいは減収になる部分も含めて増減額がはっきりすることによって予算が立てられるということになるわけであります。そういう点で伺っております。

それから、非課税も対象外というものの実質的に非課税になるならないというのが、これは分岐するわけですから、ここで個人町民税の非課税の範囲が拡大され、また縮小されるということについては見通しを持っておかないといけない、このように思うんです。対象外で人数がわからないというようなことではないと私は思うんですがね。申告の中でき

ちっと出てくるものだと思います。それらのことを私は伺っておるので、その説明を求めます。

法人税の問題もそうなんですが、税率の関係では変わってくところが若干ずつ出てきたり、特に所得が高額な者については比較的減税になる部分がありますが、低所得者にとっては負担が増えてくる、そしてまた国民健康保険にも影響を与えてくる部分がございますのできちっと説明をしていただきたいと、このように考えます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まずは、人数、額の範囲の関係でございますが、分離課税の方につきましては長期譲渡、優良住宅、居住用財産とか短期譲渡、株式、そういったものが分離課税という形の中でされておりまして、そういったものの譲渡所得ごとの区分が現在正確にはできていないということのため、不明ということでございます。

それと、この34条の6につきまして調整控除という項目が創設されております。これにつきましては、現在その所得税と住民税の負担割合が変わったことによりまして低所得者の率が上がったという形でございます。それにつきましてはこの34条の6の項目によって調整されるということで、個人納税者の負担が増えないような調整をされております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ようわからんね。それらは一遍きちっとわからんと予算も組めんし、この専決だというもののきちっとわかっていかないと、この改正によってどういう町が影響を受け、個人が影響を受けるのか、私は特に町に関係するのも増減収の状況、それから個人に係るものがどう増減してくるかというのはきちっと説明をいただきたいと思って言っております。

先ほども、例えばこの34条の3の200万円から200万円以下、200万円を超える者、それから超える700万円、この率がそれぞれ一律

市町村では6%ということになるわけですが、その影響が200万円以下が8,550人、200万円超えが4,500人、700万円超えが350人で合計1万3,300人だと、そして3億円の増収というふうに説明があるわけですが、200万円以下が8,550人いて、これらは増えるわけですからね。そういう面でいきますと、実際3億円となる8,550人に対してどれだけ、それから4,500人に対してどれだけのというふうに具体的に説明をして、それが3億円と、こういうふうな説明をいただけますか。例えばの話ですよ。そういうことは少なくとも大きく影響してくるものでありますし、固定資産税に関しては、また個々にも影響する、所得ももちろん個々に影響するというふうな形になりますのと。

それから、株式の場合も本当に株式譲渡所得を得ている対象者というのは、何人いるかというぐらいなことは6年度の課税ベースで聞いているんです。今後どういうふうに変動するかはわかりません。それは個人の関係することですから、それはわかりませんが、6年課税ベースではわかるはずなんです。それらの説明をあわせて求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、所得割の税率の改正に関係しまして一つの例としましてですが、所得税の課税所得が200万円、そうしますと住民税の課税所得は205万円という数字に置きかえれます。その人的控除の差額が5万円ありますが、改正前におきましては、まず所得税が20万円、町民税が6万4,000円、県民税が4万1,000円、合計30万5,000円という税額でございます。それが税率改正によりまして所得税が10万2,500円、町民税が12万3,000円、県民税が8万2,000円、計30万7,500円という税額でございます。それによりまして約2,500円の税が増えるということでございますが、これが34条の6の調整控除という中で調整をされまして2,500円の減ということで、個人にとっては最終的にはゼロという数字でございます。

それと、所得割の金額の階層の部分でございますが、これにつきましては現在この税源移譲に基づきます金額が、太子町におきましては所得譲与税として金額が入っております。そういった金額がこの6%に置きかわった額ということでございます。それが計算上3億円ということでございます。ただし、この18年度予算におきましては調整をされまして、2億5,100万円という形が予算措置をされております。

それと、株式の人数でございますが、現在手持ち資料がございません。把握しておりません。最終的には7月の課税状況調べがございまして、その中で人数的に把握できるということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

7 番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 地震保険控除が創設され、それから調整控除の創設がされ、それから住宅借入等特別税額控除の創設が3件されておりますが、住宅借入等の特別控除だけが期限を平成20年度から平成28年度までの間の措置ということで出ておりますが、これはなぜかということと、それで多分これは利子の関係で期限つきだと判断しておりますが、それについてお聞きしたいことと。

それから、たばこ税に関する税率の改正なんです。きょうの神戸新聞を見ておりますと、3年ぶりの価格改定であるということですが、これはたばこの銘柄もたくさんあるかと思いますが、新聞によりますと116銘柄ということですが、何段階か、3段階ぐらいあるように思いますが、それについてどのような状況で、1箱当たり6円42銭と私は判断しておりますが、それについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 個人住民税の住宅の借入金の特別控除ということでございますが、住宅ローン控除につきましては現在所得税から借入額の1%が税額控除をされると

いう形のシステムになっております。今回所得税が住民税に置きかわることによりまして控除できない部分が発生するということでございます。それにつきましては現在借りられております対象者、平成11年から18年までのそういった者に対しまして28年まで適用するということでございます。19年度以降の新規借り入れにつきましては、あくまで所得税の方からの控除ということでございます。

それと、たばこ税の関係でございますが、現在町の方のたばこ税につきましては1,000本当たりでございますが、321円の増ということで、1箱当たり町が321円、県が105円、国が574円ということで、税率改正におきましては1本当たり1円ということでございます。それ以上のものにつきましてはたばこ産業の方での増というよりも、きょうの新聞の分につきましては新規に値上げするということでございます。あくまでたばこ税率につきましては、1本当たり1円ということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

7 番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 今の住宅の借入金のことと、現在借り入れている方のことを感じてそれを所得に対することで対象ですということであれば、対象は今現在の借り入れの対象者はどれぐらいあるかお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 住宅ローン控除につきましては所得税の国税の方から引かれているということで、太子町税の方の控除者の対象者把握ということはできておりません。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

3 番長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 所得割の税制改正について、一律6%に変わるということで増税になる方と減税になる方と分かれると思います。総額3億円の増収になると言われましたけれ

ども、相殺で3億円ということで増税になる分と減税になる分の金額を教えてください。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 現在3億円とい
いますのは、あくまで所得税の最低、今現在
所得税300万円までの方は10%、それから
900万円までは20%というような4段階がご
ざいまして、その10%の分につきまして、
10%、20%ございますが、その部分が住民税
の方に置きかわるということでございます。
したがって、現在3億円の階層というの
はあくまで19年の実施をしてからの金額で
ございます。現在3億円といえますのは、そ
ういった税源移譲に基づく影響としまして、
17年度から太子町の方に所得譲与税として
きてます金額が19年から約3億円になる
ということでございます。内訳としましては、
19年になりまして初めて課税状況に基づき
まして把握できるということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありま
せんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、
これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています承認第1号
は、会議規則第39条の規定によって、お手
許に配りました議案付託表のとおり総務常
任委員会に付託することにしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、承認第1号は総務常任委員会
に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 承認第2号 専決処分したも  
のにつき承認を求めることにつ  
いて（太子町固定資産税の不  
均一課税に関する条例の一部  
を改正する条例の制定につ  
いて）

○議長（佐野芳彦） 日程第5、承認第2号  
専決処分したもののにつき承認を求めること  
について（太子町固定資産税の不均一課税に  
関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明を求め  
ます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第2号専決処分  
したもののにつき承認を求めることについて  
説明を申し上げます。

本件は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開  
発区域の整備及び開発に関する法律施行令の  
一部を改正する政令が平成18年3月29日に公  
布され、4月1日から施行されたことに伴  
い、3月31日付で専決処分したものでござ  
います。

近畿圏整備法で指定された都市開発区域内  
の本町において、平成18年3月31日までに一  
定規模以上の工業生産設備を新設または増  
設した場合、近畿圏の近郊整備区域及び都市  
開発区域の整備及び開発に関する法律により、  
その固定資産税を不均一課税した場合には、  
当該減収額に関して地方交付税の基準財政  
収入額から相当額が控除される減収補填の特  
例であります。この政令の改正により、減  
収補填措置の適用期間が2年間延長され、  
平成20年3月31日とされたことに伴い、  
本条例においても不均一課税の対象となる  
固定資産税の取得期限を2年間延長する  
ものでございます。慎重なる審議を賜り、  
原案のとおり承認いただきますようお願い  
申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が  
終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています承認第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 承認第3号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（佐野芳彦） 日程第6、承認第3号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第3号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、平成18年度の地方税制改正として地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成18年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関係する太子町国民健康保険税条例もあわせて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものでございます。

その改正の主な内容は、介護納付金課税額に係る課税限度額を8万円から9万円に引き上げる改正、また公的年金等控除の適用を受けた場合の平成18、19年度の特例措置の創設等の改正であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げます。

ますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました承認第3号専決処分しました太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

主要な改正についてご説明申し上げます。

第2条及び第11条は、介護給付費の動向等を踏まえ介護給付金に係る課税限度額を8万円から9万円に改めるもので、平成18年度から施行となります。

附則第2項の改正につきましては、用語の整理でございます。

附則第3項から附則第10項の改正につきましては、附則第2項の次に4項を加え、附則第7項から附則第14項とするため生じる条項及び条文整理でございます。

附則第3項及び附則第4項につきましては、平成17年度分の住民税について公的年金等の控除の適用を受けた場合、平成18年度分及び平成19年度分の国民健康保険税の軽減判定において、激変緩和措置として総所得金額から従来の15万円に平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を加算して控除する特例措置の創設でございます。

附則第5項及び附則第6項につきましては、平成17年度分の住民税について公的年金等の控除の適用を受けた場合、平成18年度分及び平成19年度分の国民健康保険税の所得割額の算定において、激変緩和措置として総所得金額から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を加算して控除する特例措置の創設でございます。

附則第15項及び附則第16項につきましては、外国との租税条約に基づく投資組合等を通じて利子等及び配当等の支払いがある場合に、税法上軽減や免税の規定の適用が受けられることとなったことに伴う国民健康保険税の課税の特例の創設でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この国民健康保険税条例の一部を改正するという事で、地方税法のこれも改正によるということなんでしょうが、特に介護納付金課税額のいわゆる介護分の限度額引き上げについては、基本的に言えば国民健康保険税のあり方、限度額を地方税法で改正しても自動的にこれを改正していくものではないと。基本的には本町が条例改正提案を行って個人に賦課するものでありますから、こういう専決処分には本町の場合はこれまでの経過から見ても専決処分にすべきものでないと、このように考えますが、いかがかと。

それから、この限度超に関係する人数等についても説明をいただきたいのと、そしてこれらの予算措置上の問題についてはどういう形をとっておるのか、あわせて説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） お答えいたします。

専決はいかなものかというお尋ねでございましたんですが、これも政令に従いということでございますので、その政令に従うということでございます。

それから、人数の関係でございますが、大体この1万円の限度額の引き上げで影響するであろうという人数につきましては、去る3月の予算の審議の中でも出たかと思いますが、大体17年度のそれぞれの所得、固定資産税額をベースにいたしまして改正後の数字を当てはめてみますと、人数的には大体54人、5人といったところがその増に入られるんじゃないかというふうに思います。当然その見通しで申しまして、予算の中に入っているということでございます。（後で訂正発言あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 承認第4号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（佐野芳彦） 日程第7、承認第4号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第4号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関係する太子町消防団員等公務災害補償条例もあわせて施行する必要がありますため、専決処分により一部を改正したものでございます。

その改正内容の主な内容は、消防団員等の

各階級に係る補償基礎額を引き下げ、また常時介護及び随時介護に係る支給月額をおのの引き下げる等の改正であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 助役。

○助役（八幡儀則） 承認第4号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について提案説明を申し上げます。

改正趣旨といたしましては、非常勤消防団員等に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介護補償の額を改定するものでございます。

まず、第5条第2項第2号で補償基礎額の日額を引き下げたことで、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者が消防作業等に従事した中で負傷、死亡、疾病等となった場合に、これに対する補償基礎額の最低額を9,000円を8,800円に引き下げる、また別表第1中、階級及び勤務年数により補償基礎額をそれぞれ引き下げるものでございます。なお、最高額については1万4,200円で据え置きとなっております。

次に、第5条第3項において配偶者に係る扶養加算額450円を433円に引き下げられたものでございます。

第9条の2第2項については介護補償の支給月額の引き下げですが、常時介護の関係においては月を単位として支給するもので、1カ月当たりで他人介護の場合10万4,970円を10万4,590円に、親族介護では5万6,950円を5万6,710円に改めるものでございます。

また、随時介護を要する関係については5万2,490円を5万2,300円に、2万8,480円を2万8,360円に改めるということでございます。

附則の関係については、第2項において適用区分として、施行日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く損害補償並びに平成18年3月

分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については改正前の条例が適用されます。

以上のように、今回の改正内容が補償基礎額等の引き下げであることから、施行日以降に条例を改正し遡及適用を定めた場合、補償対象者に対し不利益処分となること、また政令の公布から施行まで短期間であり、議会を招集するいとまがないので、地方自治法179条の第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 お尋ねをいたします。

5条関係のいわゆる補償基礎額の引き下げに伴う専決処分であろうと思うんです。すべて公務員等の給与等が引き下げられましたので、それらの率について同じく消防団員についても補償等が引き下げられたんではないかなと思いますが、現在太子町においてこれの適用を受けている方は今のところいないと思うんです。仮にあったとしても1人が2人です。別な救済措置ができるんじゃないかなと考えております。したがって、専決処分をするような要件が政令に基づくものであり、また受けている人がある場合は不利益を講じるから専決処分をしたという説明でありましたが、この点について不利益処分を受ける方が現実にいらっしゃるかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、介護に関する経費については、介護保険等が上がっている現実において介護の補償額を下げるというのは時代に逆行していると思いますが、この辺についての考え方をお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の不利益をこれまで受けた該当者があるかど

うかというお尋ねでございますが、ございません。ないと思っております。

それから、2点目でございますが、介護の関係でございます。時代に逆行してるんじゃないかというご指摘なんです、これも基準というものがございまして、それに従っての政令ということでございますので、これらも公務災害に関係するそれぞれの制度はございますが、いずれも労災保険法を中心としまして改正をされておりますので、時代に逆行というご指摘でございますが、これも現行の経済情勢という大きな枠内ということでご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 さきの条例のときに桜井議員がおっしゃったように専決処分の時期、専決をすべき性質の条例なのか、それとも該当者がなかったら、個々の場合は該当者がいないということはありませんので、この災害補償の場合は該当者がいない場合改めて専決せずに、いわゆる早急する必要もないですから、条例として提案すべきではなかったかなあということを申し上げておきたいと思えます。

それから、現在該当者はないわけですが、仮にこういう事態が起こり得る可能性の団員ですね、いわゆる妻帯者、扶養親族の場合ね。妻帯者及び扶養家族がある団員は現在の団員の中の何割ぐらいに占めているかわかりませんか。もしわからなかったら委員会でも結構でございます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 扶養親族のいる団員数のお尋ねでございますが、今私の手持ちの資料の中では、まだその資料がございません。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号

は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時02分）

（再開 午後1時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、冒頭生活福祉部長から挙手がありますので許します。

○生活福祉部長（丸尾 満） 私の発言につきまして取り消し、訂正をお願いをいたしたいと存じます。

午前中の審議の中で太子町国民健康保険税条例の改正のところで桜井議員さんからの質問がございました中、予算措置の云々でございしますが、私の答弁につきまして「予算措置をしております」とお答えをいたしました。が、未措置でございますので、この部分の取り消し、訂正をお願いしたいと存じます。申しわけございませんでした。

○議長（佐野芳彦） 休憩前に委員会に審査を付託いたしました承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）と承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 ただいま上程されました承認第1号、第2号につきまして総務常任委員

会で審査をいたしましたので、委員会審査報告書を読み上げ、その報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、承認第1号。付託年月日、平成18年5月12日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年5月12日金曜、午前11時15分から午前11時40分。審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により承認すべきものと決しました。

次、議案番号、承認第2号。付託年月日、平成18年5月12日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成18年5月12日金曜、午前11時15分から午前11時40分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により承認すべきものと決した。

以上であります。よろしくをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長北川嘉明議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 町税条例の改正につきまして専決処分として行われているわけですが、質疑でもただしてまいりましたように、今次の改正は所得税から個人住民税への約3兆円の税源移譲と、こういうふうに出てきているわけでありますけれども、今次の改正によって低所得者には重い負担を強いる内容になってまいりますし、また定率減税、いわゆる所得割を課することのできる者の限度額の引き下げについても対象者がより増加するという問題、さらには定率減税の廃止などによってより一層低所得者に負担を強いる内容になっております。

人的控除以外の生命保険料、あるいは損害保険料給付金等の控除に関しましても、これらが国保税等にも連動することであり、より一層低所得者への負担を強いる内容でありますので、今次の一部は軽減措置等の改善も見られるわけでありますけれども、内容的には低所得者への負担が強まると、こういう点で専決処分された町税条例の改正には反対であります。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、上程中の承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第3号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）と承認第4号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ただいま上程されました承認第3号と承認第4号の福祉文教常任委員会審査報告書を読み上げ、報告させていただきます。

委員会審査報告書。本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、承認第3号。付託年月日、平成18年5月12日。件

名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年5月12日金曜日、午前11時45分から午後1時30分。3、審査経過及び結果、審査結果は賛成多数により承認すべきものと決した。

桜井委員が討論は本会議ですとのことで留保されました。

委員会審査報告書。本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、承認第4号。付託年月日、平成18年5月12日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年5月12日金、午前11時45分から午後1時30分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により承認すべきものと決した。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の承認第3号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に基づく承認を求める内容であります。これは先ほど委員長報告でもございましたように、私はこれまで太子町議会の中でもやってまいりました内容ですが、政令あるいは法律が改正されたといたしましても、特に町税条例などにつきましては地方税法の改正があっても、それは根拠になります。基本的には課税権というのは具体的に当該の市町村が条例で定めることによって初めて発効する、効力を有することになるわけであり。そういう点から、これまで最高限度額ということで定めてきたものにつきましても本町議会において提案をされ、そして審議を経て可決をされれば課税ができると、こういう仕組みでございます。そのような中であって専決処分が政令で定めたからということを経由すること自体は、議会の審議あるいは議決権を承認権に変えてしまう、こういうものであり、専制政治の最たるものだとは私は考えます。

また、その説明の段階で予算に組み込んであるというようなことを言いますものですから余計に憤りを感じたわけですが、ただいま訂正をされましたので、その件についてはそのような事実はなかったと心得ますが、これらの件につきましては議会に提案をし、議決を経て施行すると、こういうことが基本的なものでありますので、その点をはっきりと言っておきたいと思えます。

また、審査の過程で納付金と介護保険料の差が生じると、アンバランスが生じるというような答弁もございましたが、これまで据え置いてきた経過から、3月定例会における大幅な介護分の引き上げになったという経緯から見ましても、これらのことについては議会の議決を経て対応するということが当然でありますので、この主張をし、この専決処分をした内容につきましては承認をできませんので、この意見を添えて反対討論といたしま

す。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論は終わります。

これから承認第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、承認第3号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、上程中の承認第4号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 私は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について専決処分されたことについて申すわけではありません。むしろこれだけの金額の減額であれば、特に太子町にとって姿勢の問題であろうかと思えます。各分団においては新入団員の勧誘にそれぞれの分団長が苦労している現実がございます。太子町にとっては町を守るために献身的に消防団員として尽力されている方々でございますので、町もそれに報いるために、政令で減額があったとしても200円やまた基準額で百数十円の減額であれば許容できる範囲内だろうと思えます。

したがいまして、消防団員の補償についてはきっちり町を守るために努力されている方々の労を報いるために減額すべきでないと考えますので、承認することに反対をいたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、承認第4号は委員長の報告のとおり承認されました。

~~~~~

日程第8 承認第5号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号））

○議長（佐野芳彦） 日程第8、承認第5号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第5号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第8号）であります。

今回の補正予算は、地方債について県より

一般公共事業債（調整分）の配分通知があったこと等により編成し、平成18年3月31日付で専決処分したものです。

歳入予算の補正としましては、一般公共事業債（調整分）2,000万円の町債の追加及びこれに伴う繰入金2,000万円の減額であります。

また、繰越明許費としまして、龍野線のJR立体交差に係る構造形式の決定について、県、姫路市等の関係機関と再検討、再調整に不測の日数を要したため、都市計画決定図書作成事業を追加しております。

また、地方債の補正としまして、歳入予算の町債と同額の4件の限度額の変更を行ったものであります。慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 3ページの町債の中の農林水産業債に関連してお尋ねをいたします。

鷹ノ子池の改修に係る事業費でございますが、これはたしかおとしになると思うんですが、鷹ノ子池の際にもお尋ねをしたんですが、県道姫上線の関係で法敷きが鷹ノ子池敷に入っ、いわゆる買収があったそうでございます。これは国有地であり県事業ですから町に直接は関係はないわけですが、その関係で水量が減ったということで広坂と鷹ノ子池の水利関係者に水利補償金がありたそうでございます。このたび工事で堤防の改修があったわけです。これの事業費に対する事業債だろうとは思いますが、水量をもとの量に確保するべく堤防敷が以前より少し多くなっております。面積が減った分だけ水量を確保するという事業が行われたわけです。したがって、水利補償金をもらったんだから、事業費が上がった分については地元が当然負担すべき部分があるかと思うんですが、事業債と

して今回総事業費の何割かを地元負担と、県営事業ですから県と、それから町とそれぞれの歩合で負担していくんだと思うんですが、その水利が、水量がもとに復元された分についての事業費に対する負担について、水利補償をもらった分について地元補償があったのかどうか。このことによって負担金、いわゆる地元負担部分が変わってくるわけですから、事業費の割合も当然変わってきて、起債額も変わってくるのではないかなと思うんですが、ちょっと細かいことが私の方ではわかりませんので、その辺の事業費と事業債にかかわる関係についてお尋ねをします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、先ほどのご質問にお答えいたします。

先ほど姫上線での拡幅によりまして、水量の減少につきましては約1万トン減少しております。これにつきましては、水利補償としまして県の方から広坂村に対しまして補償費として支払っているようでございます。

それともう一点、工事によりまして、池側の工事をやりまして水量が若干減っているといったような状況にもなっておりますけども、その点につきましては池底をさらえまして水量を確保しております。ですから、基本的には堤体といいますが、その部分の工事につきましては水利補償は出ておりません。ですから、工事につきましては基本的に事業負担区分につきましては何ら変更はないといったようなことでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 確認しておきますが、私もあそこへ何回か行ってみたんですけども、堤防がきれいになった、池が深くなった、地形的にそういうことや。深く浚渫したから結局堤防はもとの高さというように理解をして、水量確保は池ざらいによる水量確保であって工事料には何ら関係がなかったと、こういう

ふうな理解をしたらよろしいんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 私先ほども言いましたように、水量の確保につきましては西の方側に向かいまして、当然そこが上がっております。その土砂を浚渫することによりまして水量は確保しております。

それと、堤体につきましては、約50センチほど上がっております。しかし、貯水量といえますのはあくまで洪水ばけ、用水ばけの高さによって左右されるもので、堤体の高さにつきましては安全上高くなっているんだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今回の専決処分ということで行っているわけですが、この件についても県からいつ通知が実際に来たのかということとあわせて、ただいまも出ているような基金を減額をして町債に置きかえるという点で鷹ノ子池あるいは老原村前線、総合公園、斑鳩小学校、それぞれ町債に置きかえるということであるわけですが、それぞれについての通知の状況などについて説明を求めます。

それから、繰越明許の現段階における進捗というのについても説明を求めます。

また、基本的に言えば町債と工事に関係するものでありますが、ここで伺いたいと思うんですけれども、工事請負に伴う内容であり、一昨日前助役の初公判が行われたわけがあります。その内容についてはマスコミ等で既に報道されご案内のことと思いますが、これは入札妨害というふうに言われておりますが、工事請負に不正、不公正が行われたと、こういうことであります。

その結果が、少なくとも町民にとっては血税が多額に支払われるということでの損失を与えている内容でもございますので、この点についての町長の基本的な現段階における対応、もちろん助役の選任責任、また入札行為

の執行責任、それらを含めて説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 最初の方のご質問にお答えをいたします。

調整分2,000万円の配分につきましては、県より一般公共事業債（調整分）の通知文を私どもが受け付けしたのは3月8日でございます。そして、3月10日に2,000万円分のそれぞれため池、道路橋梁、都市計画、学校建設というふうに割り振りをいたしたものを県へ報告したのは3月10日でございます。その後3月16日に許可予定額の通知文を私ども財政課で受け付けをいたしております。最終的にこの2,000万円の調整分配分決定、許可決定になりましたのは3月31日付でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほどの進捗状況の件ですけれども、これにつきましては提案説明にもありましたように、ＪＲ山陽本線のアンダーオーバーの関係で今県と姫路市等と協議しております。これが決着しなければ図面図書作成に入れません。ですから、最初の打ち合わせだけで終わっております。ですから、進捗状況につきましては約5%ということになっております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） このいろいろとされております工事の関係で行政の方に、町の方にあつた事件で損害を与えてるのではないかとということでございますが、私どもも第1回の公判が開かれ、先日新聞報道なされたところでございます。そうした経緯、経過を慎重に見守りながら対応を考えていきたいと、このように考えておりますが、その中で入札制度、やはり見直す点は見直していかなければならないと、このように思っております。そうした取り組み、今までも改善できるところは改善してきたところでございますが、し

かしやはりどういたしますか、言葉はちょっと悪いんですが、イタチごっこといいますか、そうした面もなきにしもあらず、国の方でもいろいろとそうした事件も発生しております。その中で先般も明石の方でそういう会議がございまして、その内容についても職員の方に指示をし研究をしているところでございます。

いずれにしましても、そうした内容を十分精査し対策を講じていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 まず、繰越しの関係では今5%の進捗ということですが、実際にこれらが用をなすようになるにはどれくらいかかるんですか。具体的に進むという段階に、100%になるというのは工事が終わるを100%と私は言うてません。ゴールになっていくまでにはどれまでかかるんですかということを伺いたいと思います。

それから、県との絡みで最終決定が31日と言っておりますけれども、許可予定等含めてみたときには3月定例会開催中だということでもありますので、その辺のところはどう考えとんのか説明を求めたいと思います。

それから、この前助役の問題では入札制度の改善をするということは当たり前の話でありますし、また明石における会合の入札制度の改善に対する取り組み、そういうものも報道されているとおりでありますから、それらを参考にした取り組みは当たり前のことなんですね。しかし、私が尋ねておるのは町長が選任をした助役がこういう行為を行ったということ、これは重大なことなんですよ。内容的にもこれまでも西田組との関係で私はここでただしましたけれども、業者との関係でしっかりと見据えていかなきゃならない立場にあり、また助役に全面的な入札の執行をさせるということは、指名委員会あるいは事業者選定委員会の、まだ入札制度改善

に関する中心的にまとめる立場にある者が執行の段階で不正を働く、不正に手をかす、そういうようなことが起こっている事実、経過があるわけですから、これらによって血税がむだに高額に支出される要因をつくってきた。こういう点で言えば、極めて町長の責任は重大だと思うんです。そういう面で伺ってるんですよ。改善すべきことについては当然改善が必要ですから、この点について一応公判という中で弁論が行われたりするわけですが、起訴状の朗読から始まって公判が行われるわけでありますが、その内容に対する責任というのは整理をした取り組みが必要だと思うんです。住民的にも関心事でありますから、それに対して町長が明言をもって対応しないといけなと、このように考えるわけです。

報道によりますと1998年、2000年、そういう段階からのことでありますし、許しがたい内容だと思うんです。その点いかがお考えか再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 図書作成のゴーサインといいますが、それが出るのがいつごろかということなんですけども、今後いろんな機関と協議していく中でゴーサインが出るのは秋ごろになるんじゃないかというふうには考えております。その中でまだいろんなことの協議も残っております。おおむねでき上がるのは秋ごろになるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） なるほどおっしゃるとおり、私が先ほど申し上げました3月16日の予定額につきましては、3月定例議会開会中でございます。おっしゃるとおりでございますが、あえて2回繰り返して申し上げたのは予定額でございます。これ2,000万円を、予定額をもし仮に割るようなことがあったら、議会の皆さんはどうお考えでしょうか。私事務方としては2,000万円を予算組ん

で、いやいや最終許可決定が3月31日で1,800万円でした1,500万円でしたというときに議会の皆さんはどうお考えかを一度考えていただきたいと思います。事務方としては至極当然3月31日の最終許可決定を待つて専決するのが当然の事務作業でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この助役の問題等々についてでございますが、全協なり、またさきの本会議でも町民の皆様方にも深くおわびする、こうした町にとっては大きな出来事であった、事件であったと、このように考えております。そうした中で、承認権でございます。私が選任した助役でございます。いろいろとした公判の中で言われておりますが、私自身は仕事をする中でそういうところは見えなかったということございまして、いろいろと前助役と話をする中でもそうした点が私自身読み取れなかったということもございまして。それはやはり部下の把握、そうした面は十分反省しなければならないと、このように考えております。そして、やはり私から含めて助役、またそうした立場にある職員等も十分に自分の置かれてる立場、そうしたものを考えなければいけないと、このように思っております。そうした中、職員にはすぐに会議を開き、いろいろと通達を出したところでございますが、これから絶対に二度とそういう事件を起こさないように、やはり公務員としての規律、また我々幹部職員としての当然のそうした常識はわきまえて業務に従事していかなければならないと、このように考えております。そうした面、今後もより一層徹底していき、また綱紀等々も厳粛に捉まえ肅正に努めていきたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 財政課長の答弁で、私は過去にもここで何回かこの専決処分について言いましたね。3月16日で割り込むことがあっ

たらいかがお考えかと。この財政調整基金で対応しているわけですから、最終的にどういう、歳入欠陥を起こす可能性にないんですよ。その辺を含めてもっと早く補足に努めて議会開会中に提案をすると、この姿勢に立つべきやと言うとるんです。その点だけははっきり言うときます。

それから、町長の答弁では職員に対する取り組みとか、幹部職員としての常識的なわきまえ、業務従事する立場、そういうものを何回説明を受けても、こういう事件を引き起こした事実は消えない。またそういう事件が起こる土壌があったということだと思っんです。それがなかったらこんなことは起こってないし、また1998年から2000年段階というのは町長自身が多分経済建設部長だったときだということも含めて、問題はそれらのことが執行が行われている内容でもありますからね。しっかりと見据えておかないといけない。

それから、たつの市で同じような事件が、これは贈収賄ということでの事件でありますけれども、入札上の問題も当然公正な入札を妨害する行為にもなるわけですから、類似のこととして選任者が責任を明確にするということもされてきているわけですね。それらのこととあわせて太子町はあいまいに、また事件についての言及を避けているように私は見受ける。責任ある対応が見られないから伺っておるんで、再度その説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身この問題うやむやに済ますというような考えは毛頭持っておりません。しかしながら、先ほども申し上げましたように内容的に見えなかったということでございまして、競売入札妨害というような犯罪名でございましたんですが、その1件だけの問題で私どもは承知をしておりましたんですが、さきの公判では先ほど議員ご指摘のようなことも出てきております。やはりそうした面は十分踏まえながら、私もそうした責任問題についてはしっかりと今後とらさせ

ていただきたいと、このように思います。その中でやはりこうした問題は余り急ぐべき問題ではないと、このように思います。しっかりと対応も考えながら自分自身のとるべき道はかっちりと考えて責任問題は明確にしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。そのまま待機してください。

（休憩 午後2時43分）

（再開 午後2時46分）

○副議長（首藤 亨） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

ただいま佐野芳彦議長から、一身上の都合により、議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（首藤 亨） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更

し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（首藤 亨） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（山本修三） 辞職願。太子町議会佐野芳彦。私儀、このたび一身上の都合により、太子町議会議長を辞職いたしたく、この儀、ここに願ひ出ます。平成18年5月12日、太子町議会副議長首藤亨様。

○副議長（首藤 亨） お諮りします。

佐野芳彦議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（首藤 亨） 異議なしと認めます。したがって、佐野芳彦議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

佐野芳彦議員、議場へどうぞ。

ただいま議長の辞職を許可されました佐野芳彦議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

佐野芳彦議員、演壇へどうぞ。

○佐野芳彦議員 失礼します。

貴重な時間をおかりしまして、議長退任に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位のご推挙により、昨年5月の臨時会におきまして議長の大任に就任させていただき、今日まで皆様方のご協力によりまして無事に過ごすことができました。本当にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

この1年間を振り返ってみますと、太子町は厳しい財政状況の中、新行革大綱第3次実施計画に基づき着々と歩み始めましたこと、また太子町議会はどこよりも住みよいまちづくりのため、幾多の困難を克服して議会制度の確立に挺身されました先人の努力と、これを支えてこられた町民の皆様の熱意と多大なご苦労により、昨年12月定例会をもって通算第400回を数え、記念式典を開催することが

できました。

また、たつの市合併後の広域事業再編など多くの課題について曲がりなりにも議長の責務を全うすることができました。これもひとえに皆様方のご理解とご協力のたまものと重ねて御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

太子町の発展を願う気持ちは、私も皆さんと全く同じでございます。微力ではありますが、今後の町勢発展のため努力していきたいと考えております。変わらぬご指導をいただきますようお願いを申し上げまして、まことに簡単でございますが、議長退任のごあいさつにかえさせていただきます。本当に1年間ありがとうございました。（拍手）

○副議長（首藤 亨） 佐野芳彦議員のあいさつは終わりました。どうもご苦労さんでございました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（首藤 亨） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（首藤 亨） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（首藤 亨） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名するこ

とにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（首藤 亨） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に熊谷直行議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました熊谷直行議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（首藤 亨） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました熊谷直行議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました熊谷直行議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

熊谷直行議長、ごあいさつをお願いします。演壇へどうぞ。

○議長（熊谷直行） 失礼します。

このたび議員各位のご推挙をいただき、議長の重責を務めさせていただくことになりました。まずもって心から厚くお礼申し上げます。

全国的な市町村合併も一段落し、太子町におきましては単独2年目を迎えることになりましたが、地方行財政を取り巻く環境はこれまでと大きく変わることなく、太子町にとりましてもまだまだ厳しい状況が続いております。

また、“和のまち太子”を築き上げるには多くの重要案件が山積みしており、これらを解決していくための議決機関の使命は重大であると痛感しております。

今後は、私自身が謙虚な気持ちで3万3,000町民の代弁者である誇りを持ち、町政の運営に精いっぱい努力していきたいと考えております。

議員各位と当局の皆様におかれましては、今後とも格段のご理解とご協力をお願い申し

上げまして議長就任のごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（首藤 亨） 熊谷直行議長のあいさつは終わりました。

熊谷直行議長、議長席にお着きください。

暫時休憩します。

（休憩 午後2時56分）

（再開 午後2時57分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

ただいま首藤亨副議長から、一身上の都合により、副議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（熊谷直行） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（山本修三） 辞職願。太子町議会首藤亨。私儀、このたび一身上の都合により、太子町議会副議長を辞職いたしたく、この儀、ここに願ひ出ます。平成18年5月12日、太子町議会議長熊谷直行様。

○議長（熊谷直行） お諮りします。

首藤亨議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、首藤亨議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま副議長の辞職を許可された首藤亨

議員から発言を求められておりますので、これを許可しますので、首藤亨議員、演壇へどうぞ。

○首藤 亨議員 貴重な時間をいただきまして、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

昨年5月、皆さんのご推挙により副議長の要職を拝命いたしました。佐野議長を助けて1年間、私の持てる力を精いっぱい務めたつもりでございますが、副議長職としてふさわしかったかどうか改めて反省をしているところであります。副議長職は皆さんの全員協議会の座長も務めることになっておりますので、その職責上皆さんに失礼な発言もあったかと思いますが、どうか役職上の問題としてご容赦願いたいと思います。

残された今期、私どもの任期いっぱい太子町発展のために一議員として精いっぱい頑張る所存でございますので、きょう選出されました熊谷議長を支えて精いっぱい町政のために頑張りたいと存じますので、よろしくお願いしたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷直行） 首藤亨議員のあいさつは終わりました。どうもご苦労さまでした。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（熊谷直行） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にし

たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に北川嘉明議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました北川嘉明議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました北川嘉明議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました北川嘉明議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

北川嘉明副議長、ごあいさつをお願いします。演壇へどうぞ。

○副議長（北川嘉明） 私こと、皆様のご支持を得まして副議長に当選させていただきました。まことにありがとうございます。心より御礼申し上げます。浅学非才な若輩者ではありますが、さらなる研さんを重ね、皆様方のご支援、ご協力を賜りながら副議長の職を務めてまいります。まことに簡単ではありますが、当選のお礼とお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（熊谷直行） 北川嘉明副議長のあいさつは終わりました。

お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の変更を

日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 議席の変更

○議長（熊谷直行） 追加日程第5、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（山本修三） 議席12番北川嘉明議員を17番へ、議席13番熊谷直行議員を18番へ、議席17番首藤亨議員を13番へ、議席18番佐野芳彦議員を12番へ。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ただいま朗読したとおり、議席の変更をします。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着き願います。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後3時05分）

（再開 午後3時05分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更

し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（熊谷直行） 追加日程第6、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、8番寺本明男議員の退場を求めます。

（寺本明男議員 退場）

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員の選任について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任いただいております熊谷直行監査委員より辞表が提出されたので、その後任を選任するものであります。

同意をお願いいたします方は太子町鶴1255番地に在住の寺本明男氏で、生年月日は昭和13年1月3日、満68歳でございます。寺本氏は人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので投票によるところですが、既にご相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第１号の監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第１号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、同意第１号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第９ 常任委員会委員の選任

○議長（熊谷直行） 日程第９、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、常任委員はお手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本修三） 敬称を略させていただきます。

総務常任委員会委員に北川嘉明、村田興亞、佐野芳彦、井川弘美、寺本明男、上山隆弘、以上６名。

福祉文教常任委員会委員に熊谷直行、桜井公晴、首藤亨、橋本恭子、井村淳子、服部千秋、以上６名。

経済建設常任委員会委員に橘幸孝、花畑奈知子、横田六郎、中井政喜、長谷川原司、以上５名。

○議長（熊谷直行） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第８条第２項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休

憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後３時１２分）

（再開 午後３時１２分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

総務常任委員会委員長に井川弘美議員、副委員長に上山隆弘議員。福祉文教常任委員会委員長に橋本恭子議員、副委員長に井村淳子議員。経済建設常任委員会委員長に花畑奈知子議員、副委員長に横田六郎議員。以上６名が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第１０ 議会運営委員会委員の選任

○議長（熊谷直行） 日程第１０、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、議会運営委員会の委員はお手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本修三） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に桜井公晴、村田興亞、首藤亨、佐野芳彦、花畑奈知子、井村淳子、上山隆弘、以上７名。

○議長（熊谷直行） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第８条第２項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後3時14分)

(再開 午後3時14分)

○議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

委員長に桜井公晴議員、副委員長に井村淳子議員が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

引き続きまして、行財政調査特別委員会委員である熊谷直行議員、桜井公晴議員、上山隆弘議員、以上3名から特別委員を辞任したい旨の申し出があります。

お諮りします。

行財政調査特別委員会委員辞任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。よって、行財政調査特別委員会委員辞任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第7とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第7 行財政調査特別委員会委員辞任の件

○議長(熊谷直行) 追加日程第7、行財政調査特別委員会委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。

熊谷直行議員、桜井公晴議員、上山隆弘議員、以上3名の行財政調査特別委員会委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。よって、熊谷直行議員、桜井公晴議員、上山隆弘議員、以上3名の行財政調査特別委員会委員辞任を許可することに決定しました。

お諮りします。

ただいま行財政調査特別委員会委員が3名欠けました。よって、行財政調査特別委員会委員選任の件を直ちに日程に追加し、追加日

程第8として直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。よって、行財政調査特別委員会委員選任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第8とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第8 行財政調査特別委員会委員選任の件

○議長(熊谷直行) 追加日程第8、行財政調査特別委員会委員選任の件を議題とします。

お諮りします。

行財政調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、井川弘美議員、寺本明男議員、井村淳子議員の以上3名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、行財政調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任です。

行財政調査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていきますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後3時17分)

(再開 午後3時17分)

○議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、行財政調査特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

委員長に服部千秋議員、副委員長に橋本恭子議員が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

引き続きまして、事務組合問題調査特別委員会委員である北川嘉明議員、桜井公晴議員、横田六郎議員、以上3名から特別委員を

辞任したい旨の申し出があります。

お諮りします。

事務組合問題調査特別委員会委員辞任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第9として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。よって、事務組合問題調査特別委員会委員辞任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第9とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第9 事務組合問題調査特別委員会委員辞任の件

○議長（熊谷直行） 追加日程第9、事務組合問題調査特別委員会委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。

北川嘉明議員、桜井公晴議員、横田六郎議員、以上3名の事務組合問題調査特別委員会委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。よって、北川嘉明議員、桜井公晴議員、横田六郎議員、以上3名の事務組合問題調査特別委員会委員辞任を許可することに決定しました。

お諮りします。

ただいま事務組合問題調査特別委員会委員が3名欠けました。よって、事務組合問題調査特別委員会委員選任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。よって、事務組合問題調査特別委員会委員選任の件を直ちに日程に追加し、追加日程第10とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第10 事務組合問題調査特別委員会委員選任の件

○議長（熊谷直行） 追加日程第10、事務組合問題調査特別委員会委員選任の件を議題とします。

お諮りします。

事務組合問題調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、橘幸孝議員、中井政喜議員、長谷川原司議員の以上3名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、事務組合問題調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任です。

事務組合問題調査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後3時21分）

（再開 午後3時21分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、事務組合問題調査特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

委員長に中井政喜議員、副委員長に長谷川原司議員が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、ご報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員首藤亨議員の辞任及び組合規約の改正に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に2名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11として、直ちに選挙をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会
議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11と
して、直ちに選挙を行うことに決定しまし
た。

~~~~~

追加日程第 1 1 揖龍保健衛生施設事務  
組合議会議員の選挙

○議長（熊谷直行） 追加日程第11、揖龍保  
健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行いま  
す。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第  
118条第2項の規定によって、指名推選にし  
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行うこ  
とに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名するこ  
とにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、議長が指名することに決定しま  
した。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に橘幸  
孝議員、中井政喜議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました橘幸孝議員、  
中井政喜議員を揖龍保健衛生施設事務組合議  
会議員の当選人と定めることにご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しました橘幸孝議  
員、中井政喜議員が揖龍保健衛生施設事務組  
合議会議員に当選いたしました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会  
議員に当選されました橘幸孝議員、中井政喜

議員が議場におられますので、本席から会議規  
則第33条第2項の規定により、当選の告知を  
します。

橘幸孝議員。

○橘 幸孝議員 お受けします。

○議長（熊谷直行） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 お受けします。

○議長（熊谷直行） この際、ご報告申し上  
げます。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員桜井公  
晴議員の辞任及び組合規約の改正に伴い、揖  
龍地区農業共済事務組合議会議員に2名の欠  
員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍地区  
農業共済事務組合議会議員を補充する必要が  
ありますので、揖龍地区農業共済事務組合議  
会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第  
12として、直ちに選挙をしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。  
したがって、揖龍地区農業共済事務組合議  
会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第12  
として、直ちに選挙を行うことに決定しまし  
た。

~~~~~

追加日程第 1 2 揖龍地区農業共済事務
組合議会議員の選挙

○議長（熊谷直行） 追加日程第12、揖龍地
区農業共済事務組合議会議員の選挙を行いま
す。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第
118条第2項の規定によって、指名推選にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うこ
とに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名するこ

とにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員に村田興亞議員、首藤亨議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました村田興亞議員、首藤亨議員を揖龍地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました村田興亞議員、首藤亨議員が揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました村田興亞議員、首藤亨議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 お受けいたします。

○議長（熊谷直行） 首藤亨議員。

○首藤 亨議員 お受けいたします。

○議長（熊谷直行） お諮りします。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（熊谷直行） 追加日程第13、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より、会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から、太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成18年第2回太子町議会臨時会（第402回町議会）を閉会します。

（閉会 午後3時29分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の格別のご精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件のすべてを滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれぱうとうしい梅雨の時期となつてまいりますが、議員各位におかれましては、この上とも健康に留意されまして、町政伸展のため、一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成18年第2回太子町議会臨時会（第402回町議会）を閉会されるに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、承認5件につきまして慎重なるご審議を賜り、ご承認をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

また、新しく選任されました議長、副議長、監査委員、各常任委員等々の皆様方、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

これから日一日と暑さが増すころとなりますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どう

もありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

（新）町議会議長 熊谷 直行

（旧）町議会議長 佐野 芳彦

（旧）町議会副議長 首藤 亨

署 名 議 員 花 畑 奈知子

署 名 議 員 村 田 興 亞